

令和3年生駒市農業委員会第2回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和3年2月10日(水)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 10番 中本 真人
農業委員会委員
1番 辻 英雄 2番 山本 利昭
3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央 6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美
9番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重
主査 増本 量俊
傍聴者 1名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
4. 特定農地貸付けの承認申請について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
4. 農地の転用事実に関する照会について

5. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農政なら No.481
- 経営所得安定対策と米政策
- 2021年農業委員会活動記録セット

○補佐 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人1名。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 西口 委員

5番 池田 委員

6番 北村 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼。

なお、本案件No.1については、北村委員が利害関係者の同居の配偶者に関するものであるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与できない。一時退室いただく。

(北村委員退室)

○主査 [議案読み上げ]

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

国道308号線の暗がり峠から南東に約200mのところに位置する西畑町地内の農地1筆。

申請理由について

譲渡人は農地を多数所有しているが、高齢の上、所有する農地が西畑町山地のやや不便な箇所に分散している関係で耕作や維持管理もほとんどできず、農地の原野化が著しくなってきたところであった。一方の譲受人は、隣接する農地2筆を耕作しており、その所有農地とともに管理し易いことから、これら農地を取得すべく申請があった次第である。

要件について

耕作に必要な最低限の農機具等については既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、既に20アール以上あるので、当該要件を満たしている。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上、本申請については農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号のNo.1について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通り、申請地は山林に囲まれた農地で、譲渡人は維持管理が難しい状態であった。譲受人は申請地に隣接する所有農地と共に管理していくということで、問題ないとする。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第1号のNo.1の「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

(北村委員入室)

- 議長 議案第1号のNo.2の説明を事務局に依頼。
- 主査 〔議案読み上げ〕

No.2の申請地の位置について

県立生駒高校から北西に約500mのところに位置する壱分町地内の農地1筆。

申請理由について

本農地は、登記簿上9人による遺産分割協議が難航していた農地である。本申請は裁判所による審判で指定された財産管理者の弁護士による申請となっており、譲受人が近隣で農業経営を行っている縁もあることから譲り受けることとなった次第である。

要件について

耕作に必要な最低限の農機具等については既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、既に20アール以上あるので当該要件を満たしている。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上、本申請については農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号のNo.2について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りである。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第1号のNo.2の「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。
議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。
- 主査 〔議案読み上げ〕
本申請は所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから申請ができたものである。
No.1の申請地の位置について
むかいやま公園の北東約100メートルのところに位置する萩原町地内の農地1筆。
申請理由について
申請者は、今まで家族で本農地での営農を行ってきたが、家族で営農を続けていくことには限界があり、所有農地全て営農を進めていくことが難しくなってきたことから、日当たりのよい本農地についてのみ今後の土地の有効利用を考えて、太陽光発電設備を設置することになった次第である。
次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。申請にあたっては、農家区長の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。
現地調査について
今月3日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。
以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、本申請は転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。審議をお願いしたい。
- 議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りであり、申請地に隣接する農地についても地元農家区と調整協議がされており問題ないと考える。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。
なお、申請については転用面積が300㎡以上あるため奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。

議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請については、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから申請ができたもの

No.1～4の申請地の位置について

むかはやま公園の北約200メートルおよび北東約100メートルに位置する萩原町地内の農地4筆。

申請理由について

譲渡人2名はいずれも申請地から遠くに居住しており、所有農地を維持管理のみしていた。今般、所有している農地の営農を進めていくことが難しくなってきたことから、太陽光事業を行う法人が買い取り、土地の有効利用として転用し、太陽光の発電設備を設置することとなった次第である。

太陽光事業には小規模な太陽光事業とメガソーラーという大規模な事業があり、今回の転用は、すべて小規模な太陽光事業という扱いとなる。小規模な太陽光として関西電力と契約する場合は、ひとつの事業者が行う事業での電力規模が、1件あたり年間出力50kw未満であるというルールがある。それぞれは相互いに事業主名義人が異なっていたり、里道などにより分離したりしているため、出力が50kw未満の小規模太陽光事業となる。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたっては、地元農家区長の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.5の申請地の位置について

生駒市立上中学校から西に約500mのところの位置する上町地内の農地1筆。

申請理由について

申請者は親子であり現在、別々に居住しているが、申請地に分家住宅を建築し使用借

人夫妻を呼び寄せることとなった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水は公共下水道、雨水は既存の水路に放流することになっている。また、隣接農地の所有者及び地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことより、本案件は許可権者である奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、いずれも転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。審議をお願いしたい。

- 議長 議案第3号のNo.1~4について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 本農地に関しても地元農家区の合意が得られているので問題ないとする。審議をお願いしたい。
- 議長 議案第3号のNo.5について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通り、何ら問題ないとする。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
- 委員 議案第2号の申請地と議案第3号のNo.4は位置図では隣接しているように見える。同じ太陽光発電として転用するということであるが、議案第2号では申請者個人が転用し一方は法人が転用するとなっている。これらは一体で転用を行うということではないのか。
- 主査 位置図の通りこの2筆は接している。この2筆の転用事業者が今回の法人となれば、一体化した一つの事業という扱いになるが、関西電力との契約者が異なれば別の事業と見なされる。工事自体は今回の法人が行うが、契約者は異なるので別事業となる。加えて位置図の通り議案第3号のNo.1、2で一つの事業、No.3で一つの事業、No.4と議案第2号のNo.1で一つの事業となる。

また、太陽光発電の転用には関西電力と事業者との契約書の添付が求められており、事務局ではその契約書の確認を行っており、これらの申請はそれぞれ異なる事業ということであった。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。
なお、いずれの案件も転用面積が300㎡以上であるため奈良県農業会議への意見照会

を経て、許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。

議案第4号 「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本案件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたもので、生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付けを行っており、この手続きを行う場合、農業委員会で審議することが必要であるため、本申請が提出されたものである。

申請地の位置について

北コミュニティセンター I S T A はばたきの西隣に位置する上町地内の農地。

申請理由について

本農地は約20年前に生駒市に一時転用で貸し出されていたが、貸し出しも終了し、以降ほぼ維持管理がされていたところで、今般特定農地として貸し出すことになった次第である。

現地調査について

今月3日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を実施しており、問題点はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第4号について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 事務局の説明の通りである。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第4号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

の説明を一括して事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主査 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、その

ような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～37 については、相続により所有権を取得された農地について、届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について提出されたもので、権利の設定・移転が伴わない農地転用。

No.1の申請地の位置について

国道168号線・南田原町交差点の南約300mのところの位置する小明町地内の農地。

報告事項

共同住宅建築を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主査〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので権利の設定、移転の伴う農地転用。

No.1～2の申請地の位置について

近鉄南生駒駅の北東に約300mのところの位置する小瀬町地内の農地2筆の各一部。

報告事項

一戸建て住宅を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案。

No.1は約10年以上前から、宅地として利用してきた農地。

No.2～3は約20年以上前から、水路として利用してきた農地。

No.4～9は約10年以上前から、原野となっていた農地。

No.10～13は約10年以上前から、山林化した農地。

以上の土地について、今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性が無いことを確認した上で、法務局に対しその旨の回答をしたもの。

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主査 〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可及び転用者から工事の完了報告があったことの報告。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 転用の完了報告について、許可をしているのは県であるが確認は市が行わないといけないということによいか。

○主査 完了報告の提出窓口は市となっている。そこで完了報告書を2部提出してもらい、1部は農業委員会で保管し、もう1部は県に提出する。転用完了の点検については、県が全て行うのは現実難しく各市町村で行う。年末には、転用が完了しているか確認するとともに、完了の報告書が提出されていない場合は、転用者に報告書を提出することを促すよう県から指導が入る。よって、今回報告案件にまとまって出てきた。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

〔その他について〕の説明を事務局に依頼。

○主査 〔「農政ならNo.481」、「経営所得安定対策と米政策」、「集落座談会」〕について説明。

●「農政ならNo.481」

12月3日に行われた「なら農業委員会女性委員の会」の研修会の記事などが掲載されているので、ご一読いただきたい。

●「経営所得安定対策と米政策」のパンフレットを説明。

●「2021年農業委員会活動記録セット」

毎月提出いただいている、勤務実績報告書の記入の仕方や、相談を受けた時の相談カードなどがついている。参考にいただき今後の活動に活かしていただきたい。また、「人・農地プラン」の概要も掲載されているので、併せて参考にいただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○補佐 次回の日程について

定例会 3月11日（木） 午後2時 大会議室

現地調査 3月 5日（金）

前日3月4日（木）までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時05分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和3年生駒市農業委員会第2回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 西口 まゆり

議席番号 5番 池田 憲央

議席番号 6番 北村 由子
